

大洲市告示第37号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記のとおり地域農業経営基盤強化促進計画を定めたので、同条第8項の規定により公告する。

令和7年3月31日

大洲市長 二宮 隆久



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画を定めた地区

- (1) 大洲地区
- (2) 喜多地区
- (3) 平野地区
- (4) 南久米地区
- (5) 菅田地区
- (6) 大川地区
- (7) 柳沢地区
- (8) 新谷地区
- (9) 三善・八多喜地区
- (10) 上須戒地区
- (11) 長浜1地区
- (12) 長浜2地区
- (13) 長浜3地区
- (14) 肱川中央・岩谷地区
- (15) 正山地区
- (16) 大谷地区
- (17) 予子林地区
- (18) 河辺地区

2 公表場所

大洲市役所農林振興課

3 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧期間満了の日まで申し立てのあった意見の

要旨及び当該意見の処理結果

意見申し立てなし